

申 請

平成24年6月13日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田佳彦 殿

福島県知事
佐藤 雄平



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年4月20日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

別紙のとおり

〈別紙〉

1 福島県において水揚げされたいかなごの稚魚について、摂取及び出荷制限を解除すること。

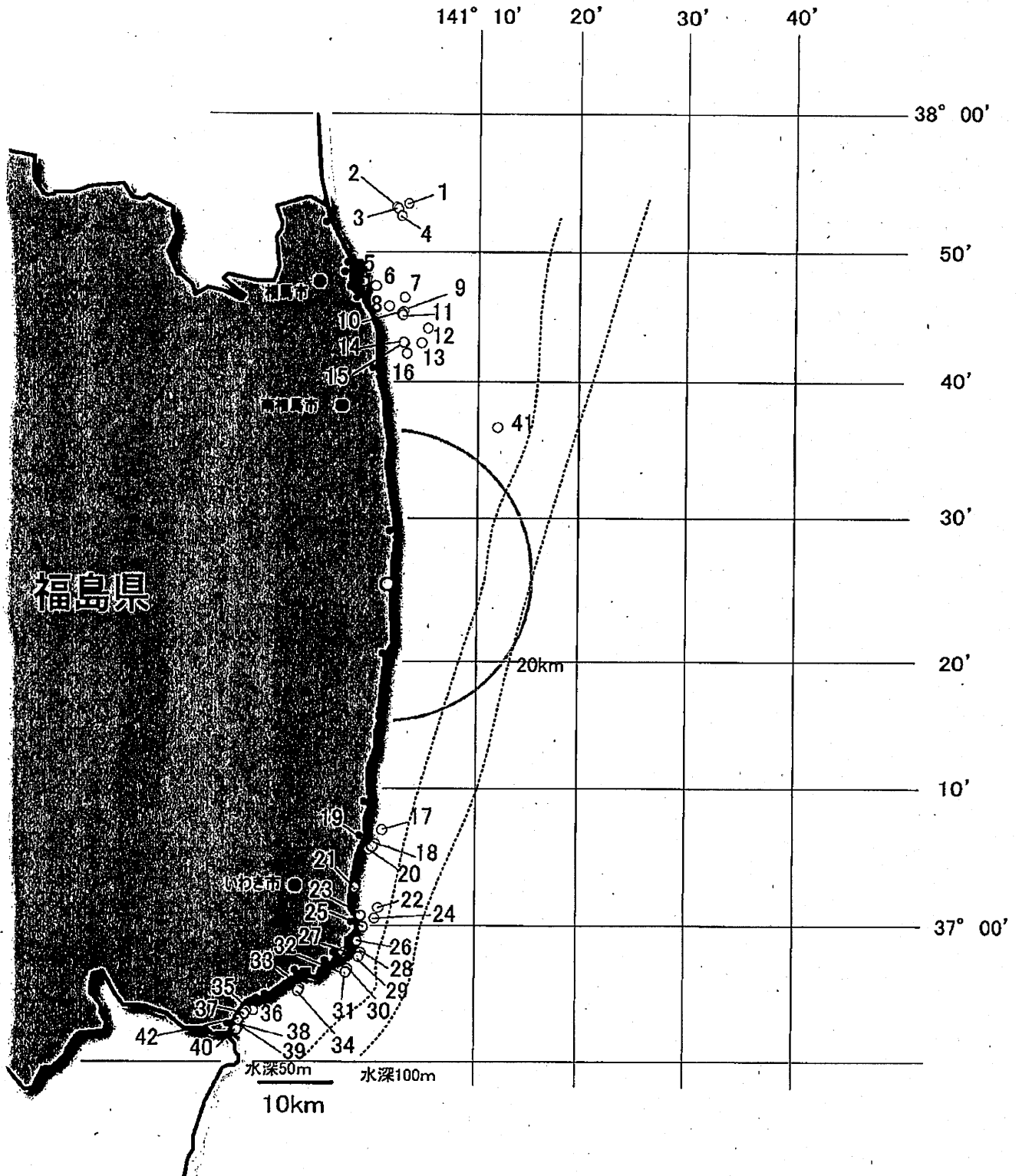
2 解除を申請する理由

平成24年2月29日から6月4日に福島県海域で採取されたいかなごの稚魚42検体について検査を行った結果、安全が確認された。

なお、解除後も引き続き、モニタリング計画による安全確認検査を実施する。

検査の詳細は、別添資料のとおりである。

1 いかなご稚魚検査結果



分析機関：福島県農業総合センター

採取場所		採取月日	公表日	検査結果		地図番号
市町村	海域			¹³¹ I	¹³⁴⁺¹³⁷ Cs	
相馬市	原釜沖	2/29	3/7	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 15.1)	6
いわき市	江名沖	3/4	3/7	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 15.4)	27
いわき市	沼之内沖	3/5	3/7	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 17.1)	24
相馬市	磯部沖	3/8	3/14	検出限界未満	21.0	5
いわき市	四倉沖	3/15	3/21	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 16.7)	18
相馬市	磯部沖	3/22	3/28	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 19.3)	8
南相馬市	鹿島沖	3/22	3/28	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 16.4)	16
いわき市	沼之内沖	3/26	3/28	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 17.9)	23
いわき市	中之作沖	3/26	3/28	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 15.5)	32
相馬市	磯部沖	3/29	4/4	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 16.6)	7
南相馬市	鹿島沖	3/29	4/4	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 17)	14
いわき市	沼之内沖	4/2	4/4	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 11.9)	25
いわき市	豊間沖	4/2	4/4	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 17.2)	26
いわき市	小名浜沖	4/2	4/4	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 18.1)	34
いわき市	勿来沖	4/2	4/4	検出限界未満	8.0	35
相馬市	磯部沖	4/6	4/11	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 15.8)	9
相馬市	磯部沖	4/6	4/11	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 15.3)	12
南相馬市	鹿島沖	4/9	4/18	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 13.6)	13
いわき市	四倉沖	4/9	4/11	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 15.5)	17
いわき市	江名沖	4/9	4/11	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 15.3)	31
いわき市	小名浜沖	4/9	4/11	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 15.3)	33
いわき市	勿来沖	4/9	4/11	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 16.6)	39
新地町	新地沖	4/10	4/18	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 14.1)	3
いわき市	沼之内沖	4/16	4/18	検出限界未満	7.0	22
いわき市	江名沖	4/16	4/18	検出限界未満	8.0	28
いわき市	勿来沖	4/16	4/18	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 17.7)	36
相馬市	蒲庭沖	4/17	4/25	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 17.8)	10
新地町	新地沖	4/18	4/25	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 15.7)	4
いわき市	四倉沖	4/22	4/25	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 16.7)	19
いわき市	中之作沖	4/22	4/25	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 13.2)	30
いわき市	勿来沖	4/22	4/25	検出限界未満	9.0	37
新地町	新地沖	4/25	5/9	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 17.8)	2
相馬市	蒲庭沖	4/26	5/9	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 17)	11
いわき市	江名沖	5/7	5/9	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 14.7)	29
新地町	新地沖	5/9	5/16	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 16.3)	1
南相馬市	鹿島沖	5/9	5/16	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 18.7)	15
いわき市	四倉沖	5/14	5/16	検出限界未満	7.0	20
いわき市	勿来沖	5/14	5/16	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 15.6)	40
いわき市	勿来沖	5/21	5/23	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 16.6)	38
いわき市	沼之内沖	5/28	5/30	検出限界未満	9.0	21
南相馬市	原町沖	5/31	6/6	検出限界未満	検出限界未満 (検出限界値: 14.3)	41
いわき市	勿来沖	6/4	6/6	検出限界未満	10.0	42

2 いかなご稚魚の摂取及び出荷制限解除計画

(1) 摂取及び出荷制限を解除する範囲

福島県海域（警戒海域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域（南相馬市の前面海域を除く））を除く。）

(2) 解除後の出荷管理計画

① いかなご稚魚を対象とした船曳網に係る操業再開の判断と混獲物の取扱い

原子力災害対策本部長から福島県知事に対して、摂取及び出荷制限の解除があった後に、いかなご稚魚を対象とした船曳網漁業再開の有無について、福島県漁業協同組合長会議で協議する。

仮にいかなご稚魚を対象とした船曳網漁業を再開する場合には、いかなご稚魚以外の漁獲物は一切出荷しないものとする。

① 出荷者の対策

県は、各関係漁業協同組合に対し販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

② 出荷状況の把握

県は、当該品目について、出荷状況を各関係漁業協同組合を通して隔週を目途に確認する。

③ 解除後のモニタリング計画

解除後も当該品目の漁期間中（概ね 3 月下旬～5 月上旬）は、毎週福島県海域の 2～3 箇所ですAMPLINGを行い検査を実施する。

④ 基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が得られた場合には、即時に各関係漁業協同組合に対し当該品目の出荷自粛を求める。

3 福島県いかなごの稚魚検査計画

検査計画

分析機関 福島県農業総合センター

海域	区域	解除後のモニタリング計画	
		¹³¹ I	¹³⁴⁺¹³⁷ Cs
福島県	福島県海域で 2～3 箇所	概ね 3 月下旬～5 月上旬の毎週	